

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 130 「工事損失引当金の会計処理について」

今回は、工事損失引当金の会計処理について、ご説明します。

### 1. 工事損失引当金の会計処理

工事損失引当金を計上する要件は、工事契約について、工事原価総額等

（工事原価総額のほか、販売直接経費がある場合にはその見積額を含めた額）が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができることです。

すなわち、引当金計上の要件を満たせば、重要性が乏しい場合を除き引当金を計上する必要があります。

具体的には、工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約で、既に計上された損益の額を控除した残額を工事損失が見込まれた期の損失として処理します（会計基準 19 項、62 項、63 項）。また、この取扱いは、工事の進捗の程度、工事契約に係る認識基準が工事進行基準であるか工事完成基準であるかを問わず適用されます（会計基準 20 項）。

### 2. 見積データの注意点

見積データは合理的である必要があります。

そのため、短期間で見積金額を概括的に算定する受注時のデータ等は、金額の信頼性や合理性に欠ける場合が多いため、通常、このようなデータに基づいて工事損失引当金にかかる会計処理を行うことは適切ではありません。

一方、受注後に作成される実行予算等は、一般的に、実際の施工を担当する建設会社等が施工方法を具体的に検討し、仕様書、作業工程及び原材料単価等を積み上げて作成されるため、合理的な見積りとなっている場合が多いと考えられます。このため、通常、施工者が当該工事契約について最初の実行予算等を策定した時点において、工事損失引当金の計上の要否に関する判断や、会計処理を行うために必要な工事収益総額及び工事原価総額を合理的に見積ることが可能となると考えられます（適用指針 22 項）。

3. 為替相場の変動により工事契約から損失が見込まれる場合

工事損失引当金の計上に際し、見込まれる工事損失の中に為替相場の変動による部分が含まれている場合は、その部分を含め、工事損失引当金の計上の要否の判断および計上すべき工事損失引当金の額の算定を行います（適用指針 8 項 29 項）。

これは、工事契約から生じる損益には必然的に為替相場の変動による影響も含まれてくるためです。

また、工事契約について大きな為替リスクが存在する場合には、為替相場の変動を含めた損益管理をするのが通常であり、為替相場変動による影響も全て工事損失の額に含めて、

工事損失引当金の計上の検討を行うべきであるとの考え方によるものです（適用指針 28 項）。

会計基準：工事契約に関する会計基準（企業会計基準第 15 号）

適用指針：工事契約に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 18 号）